

概要版

第 9 期

上尾市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】



令和6年3月
上尾市

計画の策定にあたって

令和7(2025)年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上を迎えることから、今後も高齢化が進むことにより要介護認定率の上昇や介護サービスへの需要は高まることが予測されるとともに、少子化の進行により生産年齢人口の減少、担い手不足が見込まれています。

本市では、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、これまでの取組の成果や課題の分析等による見直しを行い、高齢者が住み慣れた地域で生きがいに満ちた暮らしを続けられるよう、新たな計画を策定するものです。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することを目指しています。

また、本市では、「上尾市成年後見制度利用促進基本計画」及び「上尾市認知症施策推進計画」、並びに「上尾市介護給付適正化計画」を包含する計画として策定しています。

第9期上尾市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画

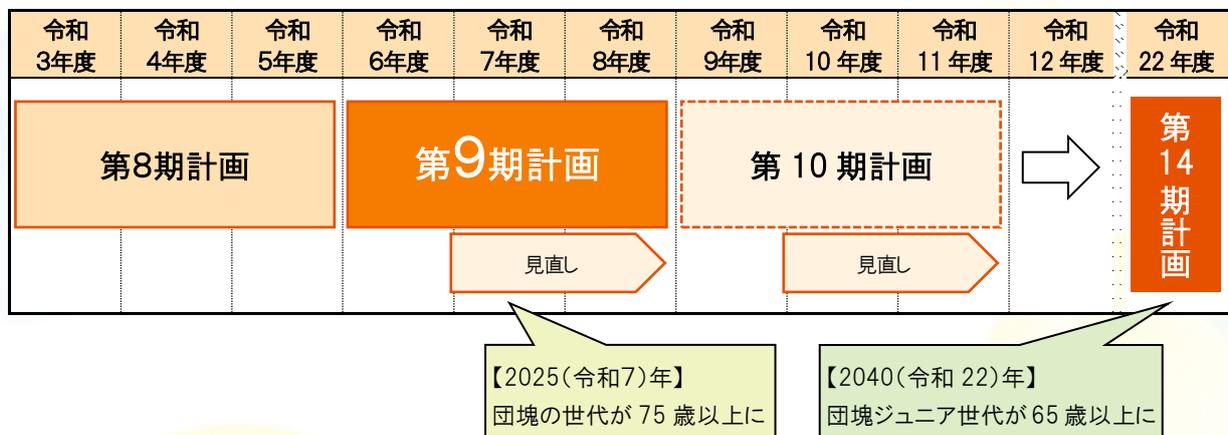
+

一体で
策定

上尾市成年後見制度利用促進基本計画・
上尾市認知症施策推進計画・
上尾市介護給付適正化計画

計画の期間

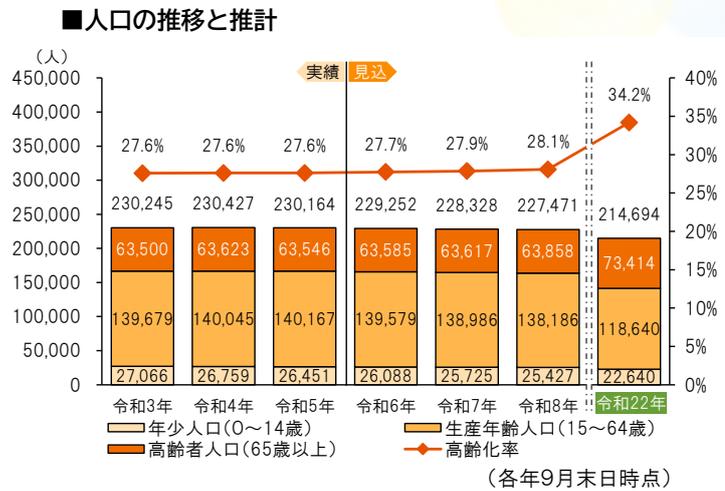
本計画では、令和6(2024)年度を始期とし、令和8(2026)年度を最終年度とする3か年計画として策定しています。また、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える令和22(2040)年も見据えた中長期的な視点を持った計画とします。



高齢者を取り巻く現状と課題

人口の推移と推計

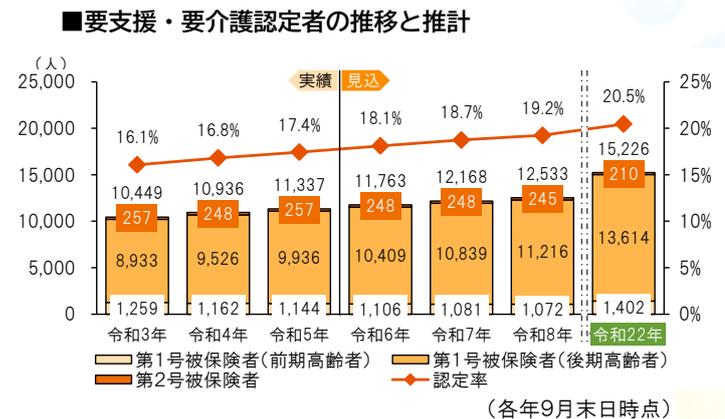
総人口と生産年齢人口は、今後減少することが見込まれます。一方で、高齢者人口は令和4（2022）年から令和5（2023）年にかけては減少していますが、令和6（2024）年以降は増加に転じ、高齢化率も上昇することが見込まれます。



要支援・要介護認定者の推移と推計

高齢者人口の増加により、要支援・要介護認定者数は増加が見込まれます。

また、認定率も年々増加していく見込みです。



課題と第9期計画で求められること

■課題から見たポイント

- 相談窓口の周知や相談支援体制の充実
- 見守りや支え合いといった支援体制の充実
- 趣味や生きがいにつながる興味・関心を発掘するためのアプローチ
- 高齢者の活動の場の確保
- 多様な介護予防の取組の普及
- こころとからだの健康づくり
- 在宅サービスや介護者支援の充実
- 移動手段の確保や生活支援の充実
- 認知症高齢者の増加に備えた各取組の周知
- 認知症高齢者及び介護をする家族等への支援
- 判断能力が不十分な高齢者に対する成年後見制度の普及及び利用支援の充実
- 適切なケアマネジメントに向けた取組の推進
- 介護人材の確保に向けた取組の推進 など

■第9期計画で求められること

地域ネットワークの強化

生きがいの創出

介護予防の推進

在宅生活支援の充実

認知症との共生・予防

権利擁護の推進

介護保険制度の適正運営

計画の方向性（基本理念・基本目標等）の検討

計画の方向性

基本理念

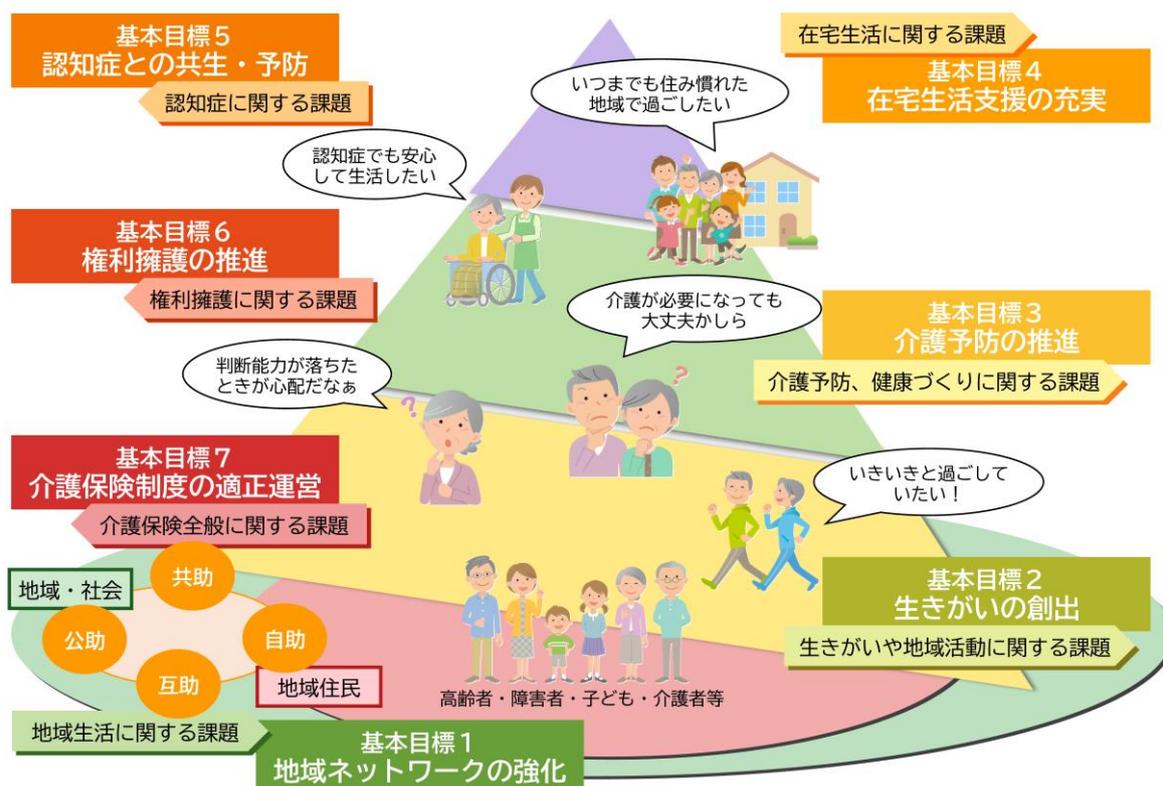
地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るとともに、高齢者一人ひとりが地域住民の一員であり、主体的な存在として尊重されるための施策及び事業を推進するため、本計画の基本理念を次のとおり定めま

高齢者が「住み慣れた地域」で
「いつまでも自分らしく」輝き続けるまち
あげお

基本方針

- 基本方針1 地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進
- 基本方針2 高齢者がいつまでも生きがいを持てる支援体制の確保
- 基本方針3 一人ひとりに寄り添った介護サービス基盤の整備

基本目標と計画のイメージ



施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向

高齢者が「住み慣れた地域」で「いつまでも自分らしく」輝き続けるまち
あげお

【基本目標 1】
地域ネットワークの強化

- (1) 地域課題解決体制の深化 **【重点】**
- (2) 相談体制の充実
- (3) 見守り体制の充実

【基本目標 2】
生きがいの創出

- (1) 生きがい活動の支援
- (2) 社会参加の支援 **【重点】**
- (3) 敬老事業の継続

【基本目標 3】
介護予防の推進

- (1) 介護予防サービスの利用促進
- (2) 地域による介護予防活動の推進 **【重点】**
- (3) 健康づくりの推進

【基本目標 4】
在宅生活支援の充実

- (1) 住まい・移動の支援
- (2) 在宅生活高齢者・家族介護者に対する支援
- (3) 在宅医療・介護連携の推進 **【重点】**
- (4) 災害や感染症対策の体制整備

【基本目標 5】
認知症との共生・予防

- (1) 認知症との共生 **【重点】**
- (2) 認知症の予防

【基本目標 6】
権利擁護の推進

- (1) 高齢者の権利擁護
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 成年後見制度の利用促進 **【重点】**

【基本目標 7】
介護保険制度の適正運営

- (1) 介護サービス基盤の整備
- (2) 要介護認定・給付の適正化
- (3) 円滑な事業運営の推進支援
- (4) 効果的な施策の立案と反映
- (5) 人材の確保・定着 **【重点】**

介護保険制度

介護保険制度は、皆さんからお預かりした介護保険料を財源とし、介護が必要になった高齢者を社会全体で支え合う仕組みです。

介護保険制度を安定して運営するため、介護保険事業計画では、介護を必要とする人の人数や介護サービス等の量の推移を見極め、多くの方が健康に暮らすことができるよう介護予防・重度化防止等のための取組を推進するとともに、財源となる介護保険料を算定します。

第9期介護保険料の算定フロー

①第1号被保険者数の推計（3年間合計）

第9期：191,060人

②要支援・要介護認定者数の推計（3年間合計）

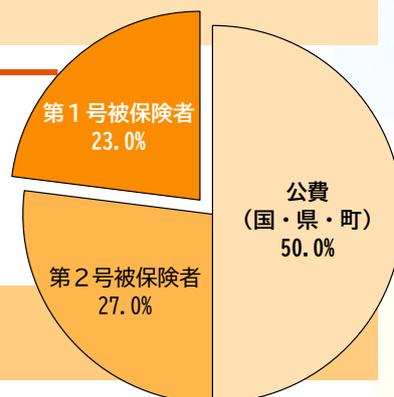
第9期：36,464人

③介護保険給付と地域支援事業に必要な費用の推計（3年間合計）

第9期：約639億円

【介護保険の財源】

第1号被保険者負担分は介護サービス費用総額の23%となっています。
※利用者負担分を除く

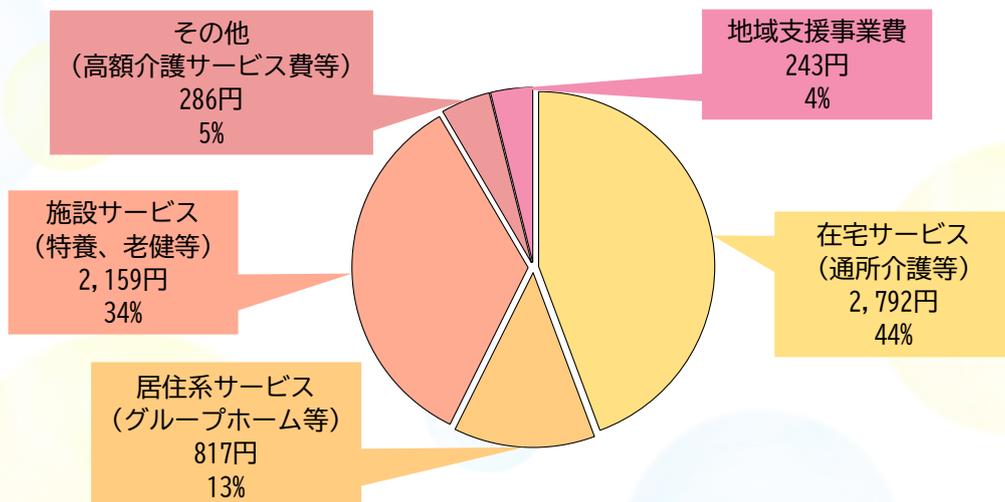


④第1号被保険者の介護保険料基準額の推計（月額基準額）

第9期：6,297円

第9期介護保険料のつかいみち

第1号被保険者の介護保険料6,297円（月額）は、下図のとおり使われます。



第9期計画期間の所得段階と所得段階別保険料（年額）

所得に応じた公平な負担となるよう、所得段階を13段階に細分化し、各段階に負担割合を設定しています。

$$\text{保険料額（年額）} \quad (100 \text{円未満四捨五入}) = 6,297 \text{円} \quad (\text{月額基準額}) \times \text{負担割合} \quad (\text{所得段階別}) \times 12 \text{か月}$$

所得段階	対象者		負担割合	保険料 年額
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.455	34,400円 (月額2,865円)
	住民税 非課税世帯	・老齢福祉年金受給者 ・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下の人		
公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人		基準額 ×0.65	49,100円 (月額4,093円)	
公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が120万円を超える人		基準額 ×0.69	52,100円 (月額4,344円)	
第4段階	住民税 課税世帯で 本人非課税	公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	68,000円 (月額5,667円)
第5段階 (基準段階)		公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円を超える人	基準額 ×1.00	75,600円 (月額6,297円)
第6段階	住民税 本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	90,700円 (月額7,556円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	98,200円 (月額8,186円)
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	113,300円 (月額9,445円)
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	128,500円 (月額10,704円)
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	143,600円 (月額11,964円)
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	158,700円 (月額13,223円)
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	173,800円 (月額14,483円)
第13段階		合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	181,400円 (月額15,112円)

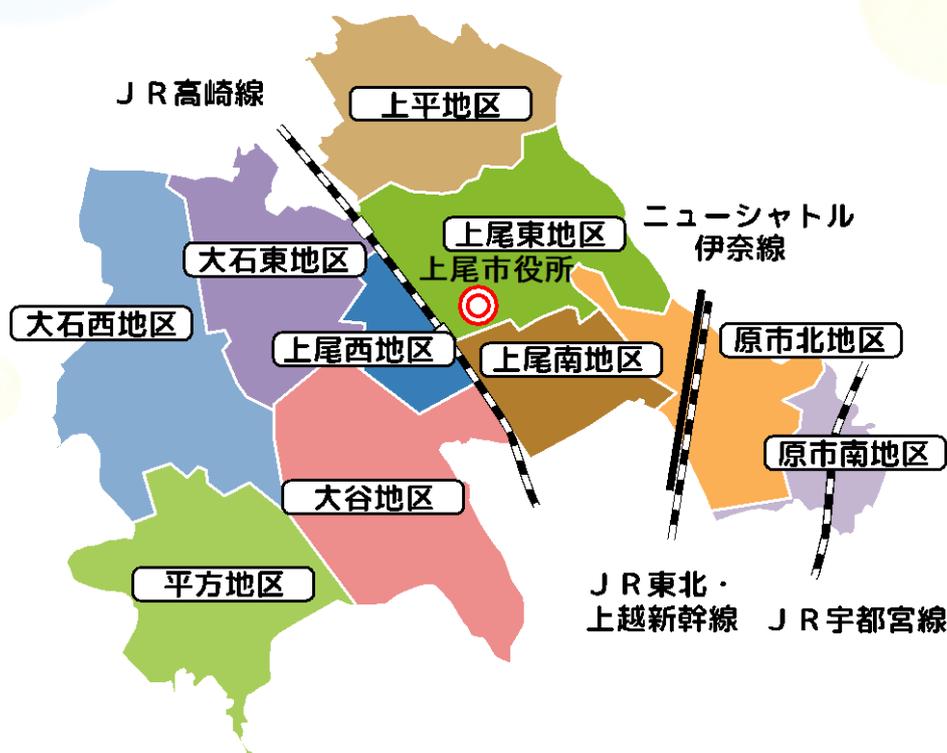
※介護保険料の算定に用いる「合計所得金額」は、税法上の「合計所得金額」に以下を反映させた金額です。

- ・長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除
- ・給与所得から10万円の控除（第1段階から第5段階のみ）

※住民税非課税世帯を対象に、公費負担によって介護保険料を軽減しています。上記段階表は、軽減前の金額を記載しています。

日常生活圏域の設定

本市の地域性や諸条件に基づき、市内を10の日常生活圏域に区分しています。



■日常生活圏域別の高齢者人口・高齢化率および認定者数・認定率（令和5年9月末日時点）

圏域	高齢者人口	高齢化率	認定者数	認定率
①上尾東地区	8,657人	25.2%	1,519人	17.5%
②上尾西地区	5,155人	28.2%	870人	16.9%
③上尾南地区	4,656人	21.9%	804人	17.3%
④平方地区	5,155人	41.2%	1,091人	19.9%
⑤原市南地区	5,471人	27.8%	861人	22.7%
⑥原市北地区	5,552人	29.5%	902人	12.5%
⑦大石東地区	8,439人	25.0%	1,458人	17.3%
⑧大石西地区	6,224人	37.4%	1,117人	17.9%
⑨上平地区	6,541人	28.8%	1,113人	17.9%
⑩大谷地区	7,696人	24.0%	1,156人	15.0%

第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

発行者：上尾市 〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
 発行日：令和6年3月 企画編集：上尾市健康福祉部高齢介護課
 電話番号 048-775-5111 ホームページ <https://www.city.ageo.lg.jp/>